

日本社会病理学会
第 35 回大会
プログラム・報告要旨集

開催校：流通経済大学

2019 年 9 月 28 日(土)～29 日(日)

日本社会病理学会第 35 回大会プログラム

開催校	流通経済大学
会期	9月28日(土)～29日(日)
会場	流通経済大学 新松戸キャンパス
現理事会	9月28日(土) 10:30～11:30
新理事会	9月28日(土) 11:30～12:20
総会	9月28日(土) 16:50～17:50
懇親会	9月28日(土) 18:00～20:00
参加費	一般：2,000円 大学院生：1,000円
懇親会費	4000円

大会日程

第1日目 9月28日(土)

10:30～11:30	現理事会 (12階 会議室)
11:30～12:20	新理事会 (12階 会議室)
12:00～	受付開始 (2階)
12:30～12:40	開会式 (803号室)
12:45～15:00	ラウンドテーブル (801号室)
15:15～16:45	特別部会 (802号室)
16:50～17:50	総会 (803号室)
18:00～20:00	懇親会 (3階 銀座スエヒロ)

第2日目 9月29日(日)

09:30～	受付開始 (2階)
10:00～12:30	自由報告部会Ⅰ (801号室)
	自由報告部会Ⅱ (802号室)
12:30～13:30	昼休み
13:30～16:30	シンポジウム (803号室)
16:30～16:40	閉会式 (803号室)

会員控室 (第1・2日) 804号室

開催校連絡先 流通経済大学 社会学部 大橋純一 研究室
電話 047-340-0001 (代) 電子メール johashi@rku.ac.jp

*自由報告部会報告者へのお願いを6頁に記しました。報告者は必ずご確認ください。

日本社会病理学会員のみなさま

第 35 回大会（流通経済大学大会）

2017 年度の犯罪系学会の合同大会（國學院大学大会）、2018 年度の関西学院大学に続き、今年度は流通経済大学の大橋先生をはじめとした関係者にお世話になります。

研究委員会ではシンポジウム、ラウンドテーブル、特別部会を企画しています。社会病理研究の今後を考える上で重要な課題を対象にしています。課題を切り取る視点やその内容の多様性はもちろんですが、研究の方向性や研究方法についても交流できるようにしたいと考えています。

なお、今年の自由報告は会員10人から応募がありました。旺盛な議論が期待されます。

本要旨集には、ラウンドテーブル、シンポジウム、特別部会、自由報告部会要旨、開場案内図を掲載しております。

第 1 日目 9 月 28 日 (土)

I 開会式 12:30～12:40 (803 号室)

II ラウンドテーブル 12:45～15:00 (801 号室)

社会病理・社会問題研究の可能性Ⅲ -事例から社会的排除を捉える-

進行 佐藤哲彦 (関西学院大学)

1. ネット右翼言説拡散の「回路」

中谷勇哉 (京都大学大学院)

2. 「非モテ」に見る周辺化された男性の排除とミソジニーについて

西井 開 (立命館大学大学院)

3. 薬物依存からの回復と当事者の向かう未来

市川岳仁 (三重ダルク)

III 特別部会 15:15～16:45 (802 号室)

社会病理学者の職業倫理

進行 朝田佳尚 (京都府立大学)

1. 佐々木先生の研究を回顧する

高原正興 (京都橘大学)

2. 社会病理学者としての研究と実践

中村 正 (立命館大学)

3. 佐々木先生の晩年の研究関心 -アレント研究会のことを中心に

對馬果莉 (同志社大学大学院)

IV 総会 16:50～17:50 (803 号室)

V 懇親会 18:00～20:00 (3 階 銀座スエヒロ)

第2日目 9月29日(日)

I 自由報告部会 I 10:00～12:30 (801 号室)

司会 高野和良 (九州大学)

1. 欲求喚起の対象としての子ども —— 幼児雑誌の分析から
桑畑洋一郎 (山口大学)
2. 大学アメリカンフットボール部事件の考察
前島賢土 (獨協大学)
3. 女子大学生・専門学校生の恋愛への積極性
— ファッション選好との関係に着目して —
中村晋介 (福岡県立大学)
4. <入院医療>の構造
～ 「感染症法」と「精神保健福祉法」との比較からの考察～
金澤由佳 (長崎国際大学)
5. HSC (Highly Sensitive Children) への対応をめぐる社会病理学的検討
竹中祐二 (北陸学院大学)

II 自由報告部会 II 10:00～12:30 (802 号室)

司会 高橋康史 (名古屋市立大学)

1. 更生保護施設の拡大抑制要因 —— 司法－福祉の関係史
盛田賢介 (一橋大学大学院)
2. 就労を通じた若者の社会的包摂に関する考察
— 就労困難経験者の就労達成プロセスと現在から
金本佑太 (九州大学大学院)
3. 少年院における虐待防止等の指導について
～ 「父親教室」(育児実践プログラム) の内容紹介を中心に～
服部達也 (法務省加古川学園/第1種少年院)
4. 非行要因からみる少年非行の現状と規範意識 —— 在院少年の量的調査から
作田誠一郎 (佛教大学)
5. 戦争の社会病理 —— 日本兵によって処刑された沖縄県民
麦倉 哲 (岩手大学)

《昼休み 12:30～13:30》

Ⅲ シンポジウム 13:30～16:30 (803 号室)

地域からの対抗・抵抗・創造

進行 中村 正 (立命館大学)

1. 「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」アウトリーチ (訪問支援) と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ
～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

谷口仁史

(認定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス／代表理事)

2. 「ふるさとの会」の活動から

佐久間裕章 (NPO 法人 自立支援センターふるさとの会／代表理事)

3. 在日外国人の地域支援

—在日コリアン集住地域のコミュニケアから—

魁生由美子 (愛媛大学)

4. 障害福祉制度は「地域」における生活をいかに変化させたか

中根成寿 (京都府立大学)

Ⅳ 閉会式 16:30～16:40 (803号室)

自由報告部会報告者のみなさまへのお願い

1. 日本社会病理学会第33回大会自由報告に関しまして、報告の際は下記の諸点にご注意ください。
 - (1) 割り当て時間
一人あたりの報告時間は、質疑応答を含めて、25分です。発表は20分以内にまとめてください。15分で一鈴、20分で二鈴、25分で三鈴とします。
 - (2) 大会当日のレジュメ等について
当日に配布するレジュメ・資料は、各自でご用意ください。学会事務局、大会開催校とも複写や印刷をお受けすることはありません。
2. 報告者は、報告される部会開始の10分前に教室にお集まりください。司会者・報告者による簡単な打ち合わせを行います。
3. 「教室」はすべてPC、プロジェクター、マイク、PC持ち込み可（但しHDMI入力やMacに関して、接続端子は各自用意してください）の機器（設備）があります。無線LAN：開催校は「eduroam」に加入しています。
教室配置および機器については本プログラム末尾の「会場案内」もご参照ください。

ご不明な点は、研究委員会まで電子メールでお尋ねください。

連絡先：中村正 tnt01882@hs.ritsumei.ac.jp

第 1 日 9月28日 (土)

ラウンドテーブル

12:45～15:00

801 号室

進行 佐藤哲彦 (関西学院大学)

社会病理・社会問題研究の可能性Ⅲ ー事例から社会的排除を捉えるー

過去2回の大会では、必ずしも社会的な理解が広がってはいないが、当事者や関係者にとって課題だと感知されつつある現象を社会的排除と名付け、その研究の可能性を論じました。今大会もこの流れを継続し、「社会病理・社会問題研究の可能性Ⅲ (事例から社会的排除を捉える)」を組織します。

2017年度のラウンドテーブルにおいて提示されたこの論点をもとに、2018年度は、失踪、「うちあけ」、マイクロアグレッション、論争中の病という、これまで十分に扱いきれなかった現象について議論を展開しました。また、方法的にも事例研究やフィールド研究のアプローチを中心に構造的なメカニズムを考察するという方向性を確認しました。

2019年度は、右派的な意識をともしない左派批判の広がり、過剰な自己評価の低さを伴う生きづらさとそこからの回復、回復の不明瞭性という話題提供をもとにラウンドテーブルを組織します。社会病理学研究の延伸とそれらの間の共通点、またそこからの回復も視野にいれて考察していきます。さらに、この方向性と犯罪や逸脱との関連性も視野に入れます。狭い意味での社会病理の対象設定だけでなく、加害と被害の関係、被害者なき逸脱、心理化された社会病理の諸相等を視野に置き、主流となっていない社会病理現象に着目することでみえてくるものを「現代社会論」として検討することができる可能性もあります。見えにくい社会的排除の諸相の研究を活発にすることで本学会の今後の方向性を模索したいと考えています。

話題提供1 ネット右翼言説拡散の「回路」

中谷勇哉（京都大学大学院）

排外主義的なネット右翼言説は、それ自体逸脱的なものであるが、同時に社会的排除を生み出すものとしても捉えることができ、ヘイトスピーチデモやそれに共感する者の量的な拡大に代表されるように、インターネット上にとどまらない言説の「拡散」が社会問題化されている。そのようなネット右翼言説の拡散を捉えるには、ネット右翼に「すでになっている者」を分析することだけでは足りず、ネット右翼的でない者がそこに接続される過程をみていく必要がある。本報告では以上の問題意識から、ネット右翼言説に「意図せず」触れるというコミュニケーション過程がみられる事例——ポピュラー音楽の炎上過程——に着目し、社会的排除が生み出される回路・メカニズムを推論する。

話題提供2 「非モテ」に見る周辺化された男性の排除とミソジニーについて

西井 開（立命館大学大学院）

昨今、「非モテ」という言葉を媒介に一部の男性たちがインターネット上で男性性を達成できない苦悩を発信している。発表者はこの現象に着目し、「非モテ」をテーマに当事者研究を行う、男性同士の対話グループ「ぼくらの非モテ研究会」（以下「非モテ研」）を立ち上げた。

グループの語りから「非モテ」男性は、いじめやパワハラ被害経験を有していること、また他者のまなざしを内面化し、自己不全感や集団からの疎外感を抱いていることが分かった。さらに、また優しく関わってくれる女性を神聖視し、過度に執着しストーカー行為を行うことも明らかになった。こうした男性のプロセスに関して報告する。

西井開（2019）. 痛みとダークサイドの狭間で—「非モテ」から始まる男性運動. 現代思想 47（2）, pp. 154-160.

話題提供3 薬物依存からの回復と当事者の向かう未来

市川岳仁（三重ダルク）

薬物依存からの回復とは何か。「回復」が薬物を使う前の自分を取り戻すこととしたら、そこからまた薬物使用が始まるのではないか。「回復」が元いたところに立ち戻ることでないとしたら、薬物依存者は薬物をやめたあと、どこへと向かうのか。薬物依存者が抱える課題とその解決について、発表者のフィールドである「ダルク」と、そこに集まる薬物依存者たちの生の実践から考察する。

市川岳仁, 2018, 「薬物依存者の「生きる」を支援する」『更生保護』69(3):16-19.
市川岳仁, 2018, ダルク編, 『ダルク 回復する依存者たち—その実践と多様な回復支援』58-72. 210-229. 明石書店

特別部会

15:15～16:45

802号室

社会病理学者の職業倫理

進行 朝田佳尚（京都府立大学）

会長経験のある佐々木嬉代三先生の追悼に加え、現代において社会病理学に取り組むとはいかなることかという論点を組み合わせて、「社会病理学者の職業倫理」として語りあえればと思います。ラウンドテーブルと連続性をもたせ、今期の研究委員会の取り組みを整理したうえで、佐々木先生が社会病理学をどのようなものとみなしていたのかという回想も交えて、社会病理学の「核」について、社会病理学者を名乗って研究することについて等、参加者と議論を展開します。研究と実践との関連、制度・政策への関与のバランス、社会的支援の創造といった今期の研究委員会の活動をふまえて、現代社会を社会病理学者としていかに生きるかについて議論できる場があればと思います。話題提供者は次の通りです。

1. 佐々木先生の研究を回顧する

高原正興（京都橘大学）

2. 社会病理学者としての研究と実践

中村 正（立命館大学）

3. 佐々木先生の晩年の研究関心

—アレント研究会のことを中心に

對馬果莉（同志社大学大学院）

第2日 9月29日（日）

自由報告部会 I

10:00～12:30

801 号室

司会 高野和良（九州大学）

1. 欲求喚起の対象としての子ども —— 幼児雑誌の分析から

桑畑洋一郎（山口大学）

2. 大学アメリカンフットボール部事件の考察

前島賢土（獨協大学）

3. 女子大学生・専門学校生の恋愛への積極性

— ファッション選好との関係に着目して —

中村晋介（福岡県立大学）

4. <入院医療>の構造

～ 「感染症法」と「精神保健福祉法」との比較からの考察～

金澤由佳（長崎国際大学）

5. HSC (Highly Sensitive Children) への対応をめぐる社会病理学的検討

竹中祐二（北陸学院大学）

欲求喚起の対象としての子ども ——幼児雑誌の分析から

桑畑洋一郎（山口大学）

本報告は、小学館の幼児雑誌『幼稚園』における付録——特に最近年登場した“コラボ付録”——に注目し、現代の付録がいかなる意味を持っているのか——どのような社会状況が背景にあり、どのような社会を生み出しうるのか——を明らかにすることを目的とする。

小学館の幼児雑誌『幼稚園』は、1931年に創刊された歴史ある幼児雑誌の1つである。詳細には、戦中1942年より『ツヨイコヨイコ』となり、1944年に休刊した後、1949年より『小学館の幼稚園』として再刊され現在に至る（すぺくり古本社 作成年不明）。『幼稚園』の現在のコンセプトは、

毎月変わる特集企画や小学館の図鑑NEOとのコラボ連載などの知育記事で、お子さんの好奇心を刺激。動物や乗り物から、風習や社会文化まで、興味や関心をどんどん広げます。（小学館 作成年不明 b）

というものである。なお、小学館には『幼稚園』と対象年齢帯が重なる、1・2・3歳対象の「知育雑誌」（小学館 作成年不明 c）である『ベビーブック』、2・3・4歳対象の「学習絵本」（小学館 作成年不明 d）である『めばえ』といった雑誌もある。

この『幼稚園』の2018年9月号より登場したものが、本報告で注目する“コラボ付録”である。“コラボ付録”とは、特定の企業とコラボレーションをして開発されたもので、そのコラボ先企業の主力商品等をモデルにした、電池で駆動する組立式ペーパークラフトのことを指し、これまで、くら寿司等とコラボした付録が登場している。

本報告ではこの“コラボ付録”に注目し、それがどのような目的で作られているのか、また付録自体がどのような構造を持っているのか分析することによって、こうした付録が登場した社会的背景と、こうした付録が生み出しうる社会状況を分析することを目的としたい。このことは、メディアと社会の相互作用状況を分析し、そこから生み出される社会的帰結を指摘することにつながるものであり、社会学的に／社会病理学的に意義を持つと思われる。

文献

すぺくり古本社，作成年不明，「絵本7（ツヨイコヨイコ）」（2019年7月5日

取得，<http://supekuri.shop-pro.jp/?mode=f28>）。

小学館，作成年不明 b，『園児の「知りたい」を応援！ 小学館の月刊誌『幼稚園』』（2019年6月29日取得，<https://sho.jp/youchien/about>）。

——，作成年不明 c，『ベビーブック | 小学館の知育雑誌』（2019年6月29日取得，<https://sho.jp/bb>）。

——，作成年不明 d，『めばえ | 小学館の学習絵本』（2019年6月29日取得，<https://sho.jp/mebae>）。

大学アメリカンフットボール部事件の考察

前島賢士（獨協大学）

本報告では、大学アメリカンフットボール部事件、即ち、大学アメリカンフットボール部の悪質タックル事件を考察する。データとして、新聞や週刊誌を用いる。

大学アメリカンフットボール部の悪質タックル事件は犯罪とは言えず、ホワイトカラー犯罪の一類型である組織体犯罪（合法的な職業についている人物が、組織の利益を目的としてその職業上行う行為から構成される、合法的な組織を主体とする合法的な組織自体の犯罪）とは言えない。しかし、大学アメリカンフットボール部の悪質タックル事件は、質が悪く、組織体犯罪に近似したものである。大学アメリカンフットボール部の悪質タックル事件は組織体逸脱と言える。

大学アメリカンフットボール部の悪質タックル事件は、「何か言われたら監督の指示だと言え。責任は俺がとる」と大学アメリカンフットボール部の監督によって正当化された。なお、正当化を次のように定義する。正当化とは、社会や集団からの制裁を和らげやすい動機の戦略的な表明もしくは内面化である。大学アメリカンフットボール部の監督は、悪質タックルに関して「何か言われたら監督の指示だと言え。責任は俺がとる」と正当化して、選手たちに対する非難を和らげようとした。このように、大学アメリカンフットボール部の監督は選手たちに対して反則行為を容認するような指導をした。大学アメリカンフットボール部の監督は悪質タックルを促進するような正当化を行った。この正当化は、独裁主義という悪質タックル事件当時の大学アメリカンフットボール部の持っていたイデオロギーをよりどころとした。大学アメリカンフットボール部の監督は大学アメリカンフットボール部を独裁的に支配し、コーチや選手たちは大学アメリカンフットボール部の監督に対して絶対的に服従していた。大学アメリカンフットボール部は独裁主義に陥っていた。なお、イデオロギーを次のように定義する。イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を「地図」という形で表明する行為遂行的言説（呪いや説得、祝福といった何かことをなす言語行為）である。この独裁主義は、悪質タックル事件当時の大学アメリカンフットボール部の実在条件である大学アメリカンフットボール部の監督の大学内における絶大な権力によってもたらされた。

また、大学アメリカンフットボール部は悪質なタックルを行ってまでも勝とうとする、勝利至上主義に陥っていた。大学アメリカンフットボール部の持っていた独裁主義と勝利至上主義というイデオロギーには強い意志が含まれていた。独裁主義には大学アメリカンフットボール部の監督の自己の独裁的な支配への固執といった強い意志がみられた。また、勝利至上主義には自己の勝利のみへの固執といった強い意志がみられた。悪質タックルには、社会のルールを無視してまでも、自己の勝利のみへ固執するという強い意志がみられた。

女子大学生・専門学校生の恋愛への積極性 —ファッション選好との関係に着目して—

中村晋介（福岡県立大学）

女性向けファッション雑誌が、後期青年期女性のファッション選好に影響を与えるのみならず、その内容が、彼女たちのさまざまな社会意識（ジェンダー観、身体観、瘦身願望、恋愛行動に関する規範意識など）と連関を持っていることは、多くの論者によって指摘されてきた（e.g. 孫 2013, 栗田 2016）。

発表者は、2017 年 10 月～11 月にかけ、福岡県内に所在する大学 5 校（公立 2, 私立 3）、専門学校 4 校（看護系 2, アニメ・マンガ系 1, 美容系 1）に通う女子学生（対象年齢 18～22 歳）を対象とした量的調査（自記式調査票を配布した集合調査）を実施した。調査票の質問項目、調査方法、データ管理などの過程について、福岡県立大学研究倫理委員会の審査を通過している。1500 票を配布し、1303 票の有効票を得た（回収率 86.9%）。有効票の校種別比較は、大学生 61.1%, 専門学校生 38.9%であった。

今回の調査研究においては、1)対象を女子に限定するとともに、2)「恋愛」を「周囲にいる実在の異性への恋愛」に限っている。若年男性のファッション選好基準に関する研究、LGBT の人びとの恋愛感情、アニメやゲームに登場する「非実在」のキャラクターに対する恋愛感情に関する先行研究、特に量的調査に基づいた研究が不足している以上、こういった人びとのファッション選好基準や恋愛感情と、異性愛の女性たちのそれとの類似性や相違性を正確に考察できないと判断したからである。

まず、公立大学に通う女子大学生 7 名、及びこの分野に造詣が深い阪井俊文氏（北九州大学非常勤講師）の協力を得て、ファッション雑誌 20 誌を対象とした分析を行った。具体的には、雑誌が紹介するファッションの画像や記事内容から単語を想起させ、その内容を KJ 法によって整理していった。この方法で、この世代の女性たちが着るファッションを 4 系統、すなわち 1)カジュアル系、2)お姉系、3)個性重視系、4)クラブ・ギャル系に分類できた。ここで得られた 4 系統は、分類終了後に閲覧した計量調査にもとづく複数の先行研究と整合性を有していた。

ついで、調査票に配置された恋愛観、ジェンダー観、性差観に関する質問群の結果を因子分析にかけ、恋愛観尺度（6 種類）、古典的ジェンダー観尺度、セクシズム尺度などを作成した。着用しているファッション別に、これら尺度の因子得点を比較したところ、「クラブ・ギャル系」の服を好んで着用するグループで、恋愛積極性の高さ、恋愛観における「恋愛向上志向」や「恋愛没入志向」の高さ、伝統的ジェンダー観の強さ、男性に対する敵意的セクシズムの強さといった特徴が現れた。また、このグループには、高校時代にあまり学校文化になじめなかった者、男性とのコミュニケーションをそつなくこなせる者が多いことも明らかになった。

「クラブ・ギャル系」のファッションを着用する女子学生は、恋愛向上志向や愛没入志向が高く、伝統的ジェンダー観も強い。また、男性と友人関係や恋愛関係を構築することにも積極的である。しかし、彼女たちのこういった態度は、交際した男性から「重い」と評価されてしまい、恋愛関係が比較的短期間で破局を迎える。このプロセスを繰り返していった結果、恋愛への積極性、伝統的ジェンダー観と、男性に対する敵意的セクシズムの高さが並立すると考えられる。

【文献】

栗田宣義,2016,『『non-no』から始めよう』『新社会学研究』No.1:164-171

孫珠熙,2013,「構造方程式モデリング手法を用いた女子学生のファッション行動と購読女性雑誌の検討——2008～2010 年の傾向を中心に」『日本家政学雑誌』vol.64-3:147-156.

＜入院医療＞の構造

～「感染症法」と「精神保健福祉法」との比較からの考察～

金澤由佳（長崎国際大学）

本研究は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」とする。）」と「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」とする。）」を比較し、人権を念頭におきながら＜入院医療＞の構造について検討するものである。

「感染症」患者の人権問題を歴史的にみるならば、ハンセン病判決及び報告書が人権について指摘していた。そして、感染症発生時又は疑い事例の発生時において、科学的知見に基づかない必要最小限の合理的範囲を超える消毒等の措置、解雇等の雇用問題、風評被害による経済的損失、個人情報に関する不適切な事例などが挙げられていた。

現行法「感染症法」においては、前文に「…過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。…（中略）…感染症の患者等の人権を尊重しつつ」という文言が明記されている。また、「最小限度の措置（第 22 条の 2）」が明記されている。

一方、「精神障害者」の人権問題に関してみるならば、処遇における不適切な事例は現在も挙げられているが、前記のような人権に配慮した前文等は、現行法「精神保健福祉法」には存在しない。他方、精神医療国家賠償請求の動きがある。

そして、医療の必要性についてみるならば「感染症法」では病原体の有無という客観的な事実のみを確認することにとどまっている。しかし、「精神保健福祉法」では、「精神障害」があり「自傷他害のおそれ」を厚生労働大臣の定める基準¹に従精神保健指定医（2 名）が判断するという医師の専門的、主観的判断が求められており、それは困難性を抱える医療の構造があると筆者は考える。

以上をふまえて、各法における＜入院医療＞について比較し、「精神保健福祉法」における医療と人権について検討する。

1. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 28 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準〔昭和 63 年 4 月 8 日 厚生省告示第 125 号〕

参考文献

- ・厚生労働省健康局結核感染症課監修，2016，「詳解 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」，中央法規
- ・精神保健福祉研究会監修，2016，「精神保健福祉法詳解」，中央法規

HSC (Highly Sensitive Children) への対応をめぐる社会病理学的検討

竹中祐二（北陸学院大学）

E. N. アーロンは、刺激に対する深い認知的処理や高い情動的反応を見せる特性を持つ者を HSP (Highly Sensitive Person) と名付け、一般に 15～20% の人々がそれにあたると述べている。本研究では、特に子どもの問題に焦点を当て、すなわち HSC (Highly Sensitive Children) の問題について考える。

HSC の特徴を改めて説明すると、Depth (深く考える)、Overstimulation (過剰に刺激を受けやすい)、Empathy & Emotional (共感力が高く、感情の反応が強い)、Subtlety (些細な刺激を察知する) という、4 つの性質を必ず有しているとされている。こうした敏感さという「気質」は生得的なものであり、障害や疾病などではない。HSC はその敏感さ故に発達障害と誤解されることがあるが、例えば自閉スペクトラム症には人の気持ちに気付きにくい、あるいは空気を読むのが苦手という特徴があるのに対して、HSC はむしろ人の気持ちを察することに人一倍長けている点に大きな違いが見られる。

HSC の特性が直接的に、またそうした特性に対する周囲の大人の無理解が間接的に、他者とのコミュニケーション不全をもたらし、子どもの生きづらさに繋がる。生きづらさは不登校やひきこもりという現象化を伴って顕在化してきた。しかし、HSC という概念が広まり、そして理解されていくことで、それらの生きづらさは氷解されつつあり、当事者の語り、関連書籍に対する読者の感想、講演会に参加した者の感想等から確認される。

このように、専門的知見によって新たなカテゴライズがなされ、またそれが人の生きづらさの解消に貢献するという図式は「逸脱の医療化」を想起させる。しかし、先に述べた通り、HSC は決して障害や疾病などではない。医学的診断に基づくか、また HSC に対してどのような社会的ラベルが付与されるかという点は、従来の医療化の対象とは大きく異なるであろう。何より、HSC 概念の科学的妥当性自体に揺らぎを抱えていることから、「生きづらさ」をより属人的な問題へと押し返しかねないことにも注意が必要であろう。

※参考文献

- Aron, E. N. 2002 *The Highly Sensitive Child* Harmony. (明橋大二 2015 『ひといちばい敏感な子』1 万年堂出版).
- Conrad, P. and Schneider, J. W. 1981 *Deviance and Medicalization*, Mosby. (進藤雄三監訳 2003 『逸脱と医療化』ミネルヴァ書房).
- 森田洋司・進藤雄三編 2006 『医療化のポリティクス——近代医療の地平を問う』学文社.

自由報告部会Ⅱ

10:00～12:30

802 号室

司会 高橋康史（名古屋市立大学）

1. 更生保護施設の拡大抑制要因 ——司法—福祉の関係史

盛田賢介（一橋大学大学院）

2. 就労を通じた若者の社会的包摂に関する考察

—就労困難経験者の就労達成プロセスと現在から

金本佑太（九州大学大学院）

3. 少年院における虐待防止等の指導について

～「父親教室」（育児実践プログラム）の内容紹介を中心に～

服部達也（法務省加古川学園/第1種少年院）

4. 非行要因からみる少年非行の現状と規範意識 ——在院少年の量的調査から

作田誠一郎（佛教大学）

5. 戦争の社会病理 ——日本兵によって処刑された沖縄県民

麦倉 哲（岩手大学）

更生保護施設の拡大抑制要因 ——司法—福祉の関係史

盛田賢介（一橋大学大学院）

2000年代後半以降の司法福祉改革の流れで、罪に問われた人びとの地域社会での受け入れは課題となっている。なかでも、居住の問題は喫緊の課題となっているが、一時的な宿泊提供機能を有する更生保護施設の運用規定や施設数の少なさも一つの原因になっているのではないか。住居が基礎的なニーズであることに異存がある人は少ないだろう。刑務所出所者の支援においても、居住支援が一つの焦点になっている。刑事手続きを受けた人びとのなかには、住む場所の確保が困難な人びとがそれなりに存在しており、社会福祉法人やNPOなど、さまざまなアクターによる居住支援がおこなわれるようになっている。しかしながら、行き場のない人びとへの居住を保障する機能を持っていた更生保護施設(旧更生保護会)を見ると、その供給は拡大しておらず、経営上の問題を抱えている法人も多い。

本稿は、司法福祉の居住ニーズの増大に反して、更生保護法人の供給が拡大しないのはなぜかを、戦後まで遡り答えていく。なぜ戦後か。それは、1945年から1950年代にはニーズの増大と、相反する供給の拡大抑制という現代とよく似た事態が生じていたためである。

まず分析では、更生保護会の増設や国営の施設を作るべきという言説が存在したにもかかわらず、供給が拡大しなかった原因に対して三つの仮説を提示する。

一つ目は、浮浪児・浮浪者の狩り込み政策が罪に問われうる人々をあらかじめ監視し隔離していたためではないかというものである。二つ目は、厚生省との折衝過程で更生保護施設の位置づけが戦前から変容し、また法改正まで法人格を与えられなかったため、資金の獲得や蓄積が困難だったのではないかと、いうものである。三つ目は、狩り込みが終息した後、一時的な宿泊施設であり居住条件が厳しかったために、他の就労—居住がセットになった施設などに利用者が吸収されたのではないかと、いうものである。

この三つの仮説を、それぞれ①狩り込みに関する統計資料②司法省と厚生省の折衝過程の資料と施設史、③住込み労働、日雇い労働に関する研究文献や統計資料をもとに実証する。実証の結果わかるのは、更生保護制度が労働政策や福祉政策の動向に強く依存し続けてきたということである。

就労を通じた若者の社会的包摂に関する考察 —就労困難経験者の就労達成プロセスと現在から—

金本佑太（九州大学大学院）

本報告では、若者就労支援事業の 1 つである地域若者サポートステーション（以下、サポステ）事業を利用して就労を達成した若者（以下、サポステ卒業生）を対象に、彼らの就労困難から就労達成、そして現在に至るプロセスや意識の変化に着目する。そこから、就労支援事業の利用が、若者自身によってどう意味づけられ、現在の生活や今後の展望に影響を与えているのかについて検討する。

2000 年代初頭から若年無業者が社会的に問題となり、彼らの状況を社会的排除として捉え、就労支援により社会的包摂を達成しようという機運が高まっている。しかし、就労困難な経験を持つ若者が就労を通じた社会的包摂を目指したとしても、日本の教育・雇用構造のもとでは、彼らは不安定就労の労働力にあてがわれる可能性がある。

そのため、近年、若者の就労に関しては、就労困難な若者に対する福祉的就労の意義や、就労支援事業等の福祉サービスをそれぞれの生活状況に沿って利用するため、何らかの所得保障の必要性が指摘されている。

これらの先行研究は、賃労働・経済自立至上主義的な価値や規範から「いかに距離を取れるか」という視点の重要性を指摘している。そうした視点が、サポステ卒業生やサポステ事業の支援のなかにどう活かされているのかに着目し、サポステ卒業生のプロセスを検討する。

今回対象とした若者は 3 人である。彼らは NPO 法人ワーカーズコープの運営する岡山サポステを利用し、就労を達成した若者である。彼らは一旦就労を達成したものの、正規雇用やさらなるキャリアアップを目指して、あるいは日々の仕事における相談等のために継続的・断続的にサポステを利用し続けている。

今回、彼らの就労困難から就労達成、そして現在に至るまでのプロセスから、以下の点が明らかとなった。それは、就労困難の契機や状況等に差異はあるが、無業状態において強く就労・経済自立に価値を置いていた若者が、サポステ事業を利用して就労を達成することで、「今後も何かあれば周りを頼りながらやっていけば何とかなる」という意識を持つようになったことである。彼らは働き始めた後もサポステと連絡を取りながら、そうした意識を、自らのペースで実践している。

そうした調査結果を踏まえると、就労を通じた社会的包摂の達成においては、自らを支えてくれる他者の存在を認識し、そうした他者を頼ることを受け入れ、それを通じて、再び就労困難に陥らないように適切なサポート源とつながりながら働くことの重要性が示唆された。社会的包摂は、「排除から包摂へ」という直線的なものではなく、排除へと転化しそうな状況を常に抑制し続けるプロセスである（樋口 2004）という。今回の事例は、そのための方法論を仮説的に提示したものとして位置づけられる。そして、今後も彼らの就労・生活状況を継続的に追いかけて、社会的包摂の達成のために必要な条件を検討する必要がある。

少年院における虐待防止等の指導について

～「父親教室」（育児実践プログラム）の内容紹介を中心に～

服部達也（法務省加古川学園/第1種少年院）

1 本研究発表の目的

我が国の男子少年院においては、福岡少年院での取組みを嚆矢として現在、複数の施設において収容少年に対して関係機関、外部協力者と連携の上、「育児実践プログラム」を実施しているところであるが、この導入経緯やプログラムの内容、その教育目的・処遇効果等を説明していくことで、同プログラムが収容少年の再非行防止、健全育成にどのように奏功していくかを検討するとともに、今後の展望等についても考察を試みたい。

2 本研究発表の内容

発表者がこれまでに勤務した少年院の中で「育児実践プログラム」、「父親教室」を実施している4庁（福岡、奈良、四国、加古川の各少年院）でのそれぞれの導入の経緯や各プログラムの実施内容や外部協力者・機関との連携の実情及びその処遇効果等を具体的に紹介・説明していくとともに、同プログラムを少年院の教育内容・目的の上でどのカテゴリーに位置付けているか（或いは位置付けるべきか）という点に関しての概念の整理も行いたい。

3 今後の展望と課題

上記2の発表を踏まえ、現在、少年院で展開している収容少年への「社会復帰支援」や「再非行防止施策」に同プログラムをどのように関連させていくことが肝要か、また、更に同プログラムの内容を発展、推進していく上での外部協力者との連携はどうあるべきかを考察していきたい。

加えて、少年院と地域社会との協働・連携という観点から、少年院在院者のみならず施設所在地地域の青少年や小・中・高校生をも同プログラムの受講対象者に加えることの可能性等、少年院と地域社会の関係各機関との多機関・多職種連携教育の在り方という観点からの考察も今後の検討課題として呈示する。

非行要因からみる少年非行の現状と規範意識 ―在院少年の量的調査から

作田誠一郎（佛教大学）

少年犯罪は、少年の刑法犯等の検挙者をみると戦後最も少ない値を示している。また少年院の収容者数も 2001 年から減少を続けている（平成 30 年度版『犯罪白書』）。しかし、内閣府の「少年非行に関する世論調査」（2015）では、「少年による重大な事件が増えていると思うか」という設問に対して 78.6%が「増えている」（「かなり増えている」（42.3%）と「ある程度増えている」（36.3%）を合計）と回答している。そのような状況下において、少年院に在院している少年は、法務教官の支援および指導のもとで社会に戻っている。しかし、近年の在院少年は、家庭環境や学校環境、地域環境の諸問題とともに発達障害等を抱える少年も増加しており、処遇に関する課題も山積している。

本報告は、在院少年の量的調査から現代の少年非行について非行要因を中心に明らかにすることを目的とする。さらに少年非行に大きな影響を与えられと思われる規範意識の特徴を明らかにする。

本調査の概要は、2018 年 3 月から同年 4 月にかけて少年院 20 か所に対して調査票を配布して記入してもらった集合調査法を用いた。全体のサンプル数は 760 である。また男女比は、男子が 88.8%（675）であり、女子が 11.2%（85）である（平成 30 年版『犯罪白書』によると、平成 29 年度の少年院収容者は 2,147 人であり、男子 93.1%、女子 6.9%である）。本調査においては、法務教官に関連する質問項目を用意しているため、無記名の後、用意した個別の茶封筒に封入して回収することで、率直な少年院の生活や法務教官との関係について回答が得られるように配慮した。

調査結果として、非行要因を事件名から分類したところ、「窃盗（万引き）」が 25.6%で最も高い値であった。続いて「傷害」が 12.5%、「道路交通法違反」が 11.2%の順となった。性別でみたところ、男子は「窃盗（万引き）」が 26.3%で最も高い値を示したが、女子は 21.4%で「覚せい剤取締法違反」が最も高い値を示した。また事件の原因について設問を用意したところ、「自分が悪かった」が 82.9%で最も高い値を示し、続いて「友だちが悪かった」が 5.1%であった。この事件の原因については、「家族が悪かった」および「友だちが悪かった」という設問を用意したが、「親が暴力をふるう」等の経験と関連することが明らかになった。また規範意識をみたところ、万引きや暴力行為などの触法行為は約 30%以下の値で推移していたが、無断外泊や飲酒・喫煙など未成年者に対する規範意識は約 50%以上の値で推移していることがわかった。性別においては、無断外泊や化粧・染髪、成人映画（AV）などで値の大きな開きが認められた。

戦争の社会病理 ―日本兵によって処刑された沖縄県民

麦倉 哲（岩手大学）

戦争は、社会病理学の研究対象である。他殺による死亡者数（人口動態統計）は、過去 10 年間に於いて年間 500 人程度および以下である。一方、先の大戦での犠牲死者数は約 310 万人（日本国民のみ）と言われる。戦中数年間の犠牲死者数は、6200 年分の殺人被害に匹敵する。戦争を病理で論じたいのは、戦争という枠に入れたならそこで犠牲となった死を殺人の被害者とみなされない不条理があるからである。殺人の直接的加害者も組織的加害者も、ほぼ裁判にかけられることがない。戦犯法廷で裁かれた者の遺族が不当とすら訴える。責任論もさることながら、誰によってどのように殺害されたかも厳密には明らかにされない。これでは、戦争犠牲者は浮かばれない。

報告者は、東日本大震災被災地において、災害犠牲死者の死の検証を進めている。災害のいちばんの被災者は被災で犠牲となった死者である。それゆえ、災害検証の中で犠牲死の解明は欠かせない。同様にして戦災においても、一人ひとりの犠牲死の解明は不可欠である。

本報告は、戦争体験のある渡嘉敷村の住民および戦時中に渡嘉敷村に居住した元住民、さらには戦時中に連合軍の作戦行動により伊江島から強制疎開させられた戦争体験者を対象に聴き取り調査をした結果の一部を報告するものである。調査対象数は約 100 人である。聴き取り調査の内容は、戦争体験者自身の人生史のほか、渡嘉敷村の戦没者ならびに渡嘉敷村で戦時中に戦争との関係で亡くなった方のことや死亡の状況である。この中で本報告は、戦争関連の死者のうち、日本軍の命令や手によって殺害された犠牲者に焦点を当てる。災害の犠牲を想像するときに報告者はまず、犠牲となり亡くなった方が思い浮かぶ、自然災害と呼ばれる災害の犠牲者は、自然の加害力と社会の脆弱性とは相まって犠牲がもたらされたもの。戦争のような社会災害においては、社会による加害力と社会的脆弱性が重なって犠牲がもたらされたものである。

戦災で命を落とした犠牲者にとって、社会とはいったいどのような魔物なのだろう。こうして点に近づけなければ、防災や平和は、生存するものが構築した社会的営みのアリバイ証明にしかないだろう。沖縄県渡嘉敷村において戦時中、人の手によって殺害された戦災犠牲者の想いへ少しでも近づけるために、調査結果を分析し報告したい。Aさんは当時 15, 16 歳。集団自決では生き延びたものの日本兵により処刑された。スパイとされ自害を迫られたもののできないと答えるAさんの首は、自身で掘らされた穴へ切り落とされた。「アンマー！」と叫んだ最後の声は山をこだまし、捕虜として収容されていた島民の耳にこびりついた。

シンポジウム

13:30～16:30

803 号室

地域からの対抗・抵抗・創造

2017 年度の「臨床と実践」、2018 年度の「公共と『処方』」を踏まえ、「社会的排除の諸相を確認しつつ、自らの生を立ち上げ直そうとする人びとの『実践・行動と展望』」を見つめ直し、いかなる政策・制度化と記述・研究法を志向すべきかについて検討したいと考えています。テーマは、「社会的排除を乗り越える一地域の視点から」です。社会病理・社会問題の解決を展望するためにはそのための諸実践に学ぶことが重要です。とくに NPO 等の自主的な取り組みは制度化された解決方法とは異なる柔軟性をもっています。また、変化する課題に応じて社会の構造的な問題に応答しようとする先進性・先駆性もみえてきます。ひきこもりをはじめとする子ども若者支援、地域での生きづらさを抱える人びとへの多様な支援にかかわる方々の実践に学びます。また、障害学や社会病理学の知をもとにした排除と克服の両面から社会的現実をみつめてきた研究者からも報告をいただきます。排除に抗した共生は地域においてこそ現実的となることを焦点にして排除を乗り越えていく地平を拓いていきたいと考えます。社会病理への臨床社会的な接近、公共社会的な接近と続けてきた経緯も踏まえてそこに続くテーマ設定を考えています。またテーマの性格上、社会病理の課題解決にかかわる実践者も交えたクロストークの場になるようにとも考えています。以下の構成です。

司会 中村 正（立命館大学）

報告者

1. 「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ
～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～
谷口仁史
（特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス／代表理事）
2. 「ふるさとの会」の活動から
佐久間裕章（NPO 法人・自立支援センターふるさとの会／代表理事）
3. 在日外国人の地域支援 ―在日コリアン集住地域のコミュニティケアから―
魁生由美子（愛媛大学）
4. 障害福祉制度は「地域」における生活をいかに変化させたか
中根成寿（京都府立大学）

1. 「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

認定特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口仁史

「認定特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス（以下、「S.S.F.」と略記。）」は、不登校、ひきこもり、非行、ニート等困難を抱える子ども・若者の自立支援を目的に設立された NPO 法人で、全国トップレベルのアウトリーチ（訪問支援）ノウハウと重層的な支援ネットワークをバックボーンに、複数分野の専門職によるチーム支援、専門家が常駐し適応訓練を行うコネクションズ・スペースの運営、心理療法等を組み込んだ体験活動、認知行動療法及び職親制度を活用した就労支援等、社会参加・職業的自立に至るまでの総合的な自立支援事業を展開している。

S.S.F. が受賞した当該分野における最高賞「子ども・若者育成・子育て支援功労者表彰『内閣総理大臣表彰』」に象徴されるように、過去 35 万 5 千件を超える相談活動で培った社会的信頼は厚い。教育行政との連携が起点となって開始された行政機関と S.S.F. との「協働」は、膨大な支援実践で培った信頼関係を「基盤」として、年を追うごとに発展を遂げている。

H18 年度に受託することとなった若年無業者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション事業（厚生労働省）」に関しては、S.S.F. が有するアウトリーチノウハウと重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチが顕著な効果を上げ、開設から約 10 年にわたり相談件数及び進路決定者数等において全国トップクラスの実績を収めており、OECD（経済協力開発機構）の視察対象になるなど「先進モデル」として機能している。

こういった実績等が認められ、H22 年度からは、「子ども・若者育成支援推進法」の施行に伴い設置された「佐賀県子ども・若者支援地域協議会」において、総合相談窓口機能を担う「佐賀県子ども・若者総合相談センター（法第 13 条）」を受託した他、支援過程全般において主導的役割を果たす県内唯一の「指定支援機関（法第 22 条）」としての信任を得るなど連携協力のステージが「法的枠組」へと進展を遂げ、H25 年度からは、「生活困窮者自立支援法」に係る県内初の総合相談窓口「佐賀市生活自立支援センター（佐賀市）」、H29 年度からは、本事業を受託し「佐賀県ひきこもり地域支援センター（県障害福祉課）」の運営を開始するなど総合相談窓口機能の集約化を実現し、本来の意味での「ワンストップ型」に近い相談サービスを提供している。

H30 年度受託・運営した各種総合相談窓口の年間相談件数は、過去最高であった前年度をさらに上回り、6 万 2 千件を超えている。とりわけ、ニーズの高い S.S.F. の家庭教師方式のアウトリーチノウハウは、H15 年の設立以来、教育・医療・福祉等関連分野の知見の集約によって発展的に構築された訪問支援手法と連続的な支援行動を可能とする重層的支援ネットワークをバックボーンに、旧来の取組とは一線を画したモデル的取組と定評がある。事前準備における 3 段階プロセスでは、生物学的、心理社会的要因の分析の他、経緯ベースの分析による回避事項の把握、不信感、拒絶感を払拭するための「価値観のチャンネル合わせ」の技法の活用、家族及び外部関係者を含む相対的な関係性を加味したマッチング、特殊ニーズに絞り込んだ間接的な働きかけ、多軸評価指標「Five Different Positions」に基づくアセスメント等、膨大な実践を通じて発展的に構築された独自ノウハウを活用することで、安全かつ効果的な訪問導入を可能としている。その専門的ノウハウは、「子ども・若者育成支援推進法」、「生活困窮者自立支援法」に基づく内閣府や厚生労働省の法定研修で採用されるなど、全国的な取組の推進にも貢献している。

2. 「ふるさとの会」の活動から

佐久間裕章（NPO 法人・自立支援センターふるさとの会／代表理事）

1) 使命と沿革

生活困窮者が地域のなかで、安定した住居を確保し、安心した生活を実現し、社会のなかで再び役割や人としての尊厳・居場所を回復するための支援を事業として行うこと。

ふるさとの会は、東京の東・山谷という日雇い労働者のまちで、1990年にホームレス支援のボランティアサークルからはじまった団体です。当初は、公園で生活困窮者に向けて炊き出しをしていましたが、こうした応急援護活動だけでは社会的な自立への問題解決には繋がらないと思い、1999年に法人格を取得し、無料低額宿泊所「ふるさと千束館」を始めたのが居住支援の第一歩となりました。

現在は、台東区、墨田区、新宿区を中心に都内の五つの区で事業を展開し、1000名を超える利用者を支援するために、270名（非常勤含め）の職員が働き、都内に事業所が26か所、年間事業規模は約9億8000万円（平成30年度）で運営しています。「ふるさとの会」の由来は、長年、山谷で日雇い生活を続け、故郷に帰りたくとも帰れなくなった労働者が、ここ山谷を「ふるさと」にしてお互いに支え合って暮らしてゆこうという想いから名付けられました。

2) 若年困窮者を地域を支える担い手に

ふるさとの会では、高齢路上生活者の地域生活を実現するための宿泊所事業を嚆矢に、介護事業、就労支援事業、障害者支援事業などをその時々ニーズに応じて立ち上げてきました。現在の社会では、急激な少子高齢化の進行と社会保障の再編が進むなか、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が同時に進んでいます。高齢化が進むなかで担い手が減ってゆきます。一方でネットカフェなどを中心に若年の困窮者が増えています。引きこもり、80-50問題、メンタルや発達障害を抱えた若者の存在。

3) 社会の変化を「機会」とする

社会の変化は新たなニーズとソリューションを生み出す「機会」でもあります。担い手の不足は、就労の機会を奪われ、生きづらさを抱えた、孤立した若者が再び、地域の中で関係性を結びなおし、役割と誇りを取り戻す契機にできるのではないのでしょうか。

4) 地域づくりとして就労支援・困窮者支援

まちづくりの中で困窮者問題の解決を行う。互助的なコミュニティをつくり、そこに地域循環型の雇用、地域就労を展開し、「地域の労働力を使ったサービスをその地域で提供してゆく」。孤立した高齢者を低所得者だけではなく中間層も包摂して支援してゆく。若年困窮者を地域を支える担い手に支援してゆくことで、コミュニティそのものがセーフティーネットとなるような事業展開をいま構想しています。

3. 在日外国人の地域支援 ―在日コリアン集住地域のコミュニティケアから―

魁生由美子（愛媛大学）

日本に中長期で在留する外国人人口は、毎年過去最高を更新している。外国人人口の内訳を出身国・地域別でみると、韓国および朝鮮は2006年まで外国人人口の1位であったが翌2007年、中国に逆転され、さらに近年はベトナムに猛追されている。

韓国および朝鮮の人口は主として第二次世界大戦中に朝鮮半島から移住した在日コリアン一世とその子孫であり、在留資格は「特別永住者」である。1990年頃に最後のピークに達して以降、人口減少が続いている。（在日本大韓民国民団 <http://www.mindan.org/syakai.php>）日本最大の集住地域である大阪市生野区とその周辺では1990年代後半以降、高齢者となった在日コリアン1世を対象とするデイサービス等の生活支援が在日コリアン2世を中心に開始された。現在は在日2世の高齢化が進んでいる。

在日コリアン高齢者支援が、障がいを持つ市民をはじめとする市民一般へと対象を広げ、また地域の社会福祉協議会と協働するより普遍的なコミュニティケアへと発展してきた。大阪市生野区では、複数のNPO法人によるコミュニティケアの拠点が入れ子状態に存在し、重層的に機能している。

「同胞」により草の根的にはじめられたケアが地域の欠くべからざる福祉拠点となり、複数のNPO、さらに行政や社会福祉協議会と連携し、地域の生活課題を一定程度網羅しうるコミュニティケアを形成してきた過程を現地調査の成果を踏まえて紹介する。

4. 障害福祉制度は「地域」における生活をいかに変化させたか

中根成寿（京都府立大学）

報告者は、「ダウン症児の親の会」をフィールドとして聞き取り調査を続けてきた（1999年～2005年頃）。当時の社会状況を振り返ってみると、「母体血清マーカー検査」が国内で普及しだし、「出生前診断」（現在のNIPTよりも前の時代）を巡ってダウン症児の親の会の運動が活発であったことを思い出す。同時に、2000年の介護保険法、2003年の支援費制度といういわゆる「社会ケアサービス」の参入規制の大幅緩和という現在の社会ケアサービスの主流となる体制が形作られていく時期でもあった。

報告者この20年、止まることになかった3つの流れを確認したい。

- 1) 社会の成熟により、労働力として人間を評価する「優生」的な流れが一貫して進んだこと。
 - 2) 当事者による運動が市民権を獲得し、脱施設や地域移行などの成果が確実に社会に根づいたこと。
 - 3) 介護保険法・障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）などの法的・財政的基盤が確立し、社会ケアサービスの供給量が確実に増加したこと。
- 一見するとバラバラに見えるこの3つの流れが、同時に止まることなく進んだのがこの20年である。

報告者は2008年より、あるNPO法人に外部理事として関わることになった。そのNPOは地域で知的障害・自閉傾向をもつ子どもの親の会が、ボランティアによって始めた日中の居場所づくりを前身とする。2003年の支援費制度の導入と同時に法人格を取得し、公的な制度による財政的基盤を獲得した。介護保険と同じように、市民のボランティアの活動が制度になっていくという道を実に歩みだした。親たちの自主的な取り組み（運動）が制度的基盤をもつことで組織（事業体）となった。

その法人は今年で16年目を迎える。初代の理事長が引退し、事業は安定的に成長し、年間の予算規模は1億円を超えた。

NPOは社会の「構造」を変えたのだろうか？

少なくとも、報告者が経験した限りでは社会の「構造」の内部での新たな「潮流」を増加・複線化することには成功したが、「構造」そのものを変えることはできていないのではないかと考えている。地域という「空間」における隣人ではあっても、「機能」としての交流は少ない。充実した障害福祉制度は利用者の生活を優しく包み込むからである。

学会当日には、制度による包摂の意義を他のシンポジスト、フロアの方々と一緒に考えたいと思う。

会場案内

○大会校からのお知らせ

- (1) すべての教室には PC、マイク、プロジェクターなどが設置されております。PC 利用者は USB メモリを持参していただければ MS のパワーポイントが利用できます。PC を持ち込む場合は HDMI コード端子を各自でご用意ください。
- (2) 昼食に関しては、大学の目の前のコンビニや隣接してダイエーなどの商店が近くにありますので心配はいりません。
- (3) 本学新松戸キャンパスは新松戸駅から数分の所にありますので、会員の皆様が迷うことはありません。
- (4) 各階には学生の誘導員を配置して参加者の教室などの案内をいたします。スタッフは本学の大橋純一、本学非常勤で学会員の赤羽由起夫先生、本学職員の豆田総務課長、院生、学部学生で対応致します。

【設備について】

「教室」はすべて PC、プロジェクター、マイク、PC 持ち込み可の機器（設備）があります（但し HDMI 入力や Mac に関しては接続端子を各自用意してください）。無線 LAN: 本学では「eduroam」に加入しています。

【開催校連絡先】

〒270-8555 千葉県松戸市新松戸 3-2-1 （代表 047-340-0001）
流通経済大学 大橋純一研究室
電子メール johashi@rku.ac.jp

図1 新松戸キャンパス広域図

ACCESS MAP

両キャンパスとも、東京、成田、船橋、埼玉、水戸方面からアクセス良好です。



図2 新松戸キャンパス案内図

